

## 吹田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の骨子案

## 1 概 要

子ども・子育て支援法の改正に伴い、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な生育環境を整備するため、保育所等に入所していない0歳6か月から満3歳未満の児童が保護者の就労要件等を問わず保育所等を一定時間利用できる「乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）」が令和8年度から新たな給付制度（乳児等のための支援給付）として全国的に実施されることとなりました。

本事業の実施にあたり、事業所の設備や職員配置等に関する基準及び給付費の対象事業所とする基準を市町村が定める必要があるため、関係する条例の制定及び一部改正を行います。

## 2 内 容

## (1) 吹田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（制定）

児童福祉法に基づき、乳児等通園支援事業に必要な設備、保育実施に係る面積、従事者や人数等の基準を定めます。

条例は最低基準等を定めるものであることや、保育所や家庭的保育事業、一時預かり事業等の基準との均衡を勘案し、国の基準「乳児等通支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）」で定めるとおりとします。

## (2) 吹田市子ども・子育て支援法施行条例（一部改正）

ア 子ども・子育て支援法に基づき、利用者との契約手続等の事業運営に関する事項や給付費の支給に関する事項（利用定員や情報公開等の規定）を定めます。

本市特有の事情がないことなどから、国の基準「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準」（令和7年内閣府令第95号）で定めるとおりとします。

イ 乳児等通園支援事業に関する事業者及び認定保護者（認定保護者であった者を含む）の虚偽報告等に過料を科す規定を設けます。

ウ 令和8年度及び令和9年度に適用が可能な利用時間に関する経過措置※は適用しません。

※ 国が定める時間数での実施が難しい自治体において、市町村の条例で定めるところにより、月3時間以上10時間未満の範囲で、利用可能時間の経過措置を定めることができる。

## 3 施行予定日

## (1) 吹田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

公布の日

## (2) 吹田市子ども・子育て支援法施行条例

令和8年（2026年）4月1日